平成２９年（フ）第８６７０号
東京都墨田区立花５丁目28―３―206
破産者　大槻　利郎
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６８１号
東京都葛飾区高砂３―20―４―101、住民票上の住所東京都江東区南砂５丁目８―13―608
破産者　小林　友子
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１３２号
東京都江戸川区東小岩５丁目14―７―202
破産者　柿迫　俊朗
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１７２号
神奈川県伊勢原市伊勢原２―10―10、住民票上の住所東京都品川区中延４丁目10―18　リプロンビギン中延７　201
破産者　黄金井一浩
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３８０号
東京都墨田区太平４丁目２―１―1007
破産者　森田　　昭
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４３７号
東京都世田谷区深沢６丁目２番17号
破産者　有限会社エフ・アール・エル
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５７４号
東京都世田谷区瀬田２丁目31―３―104、開始決定時の住所　東京都目黒区平町２丁目２―８―309
破産者　室井多香子（旧姓南）
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９５８５号
東京都八王子市上柚木３丁目５―９―304
破産者　河村　　学
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６７２号
東京都板橋区向原２丁目５―６―201
破産者　矢澤　宏和
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６９５号
東京都大田区西糀谷３丁目36―１　ピーノロッサ大鳥居．２　401
破産者　林　　直樹
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７２５号
東京都墨田区堤通２丁目８―15―208
破産者　鳥本　　勝
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７５８号
東京都中央区銀座７丁目12番４号　銀座ウェイフェアビル４階
破産者　有限会社イチロクヨンスタジオ
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７７４号
東京都品川区南品川２丁目16―14―201
破産者　濱崎　智子
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７８５号
東京都板橋区小豆沢１丁目20―１―502
破産者　松本　万里
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１７号
東京都日野市大坂上３丁目21―15―101
破産者　菊池　幸大
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２号
東京都日野市日野台２丁目35―25―201
破産者　丸山　美佳（旧姓手塚）
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３３号
東京都北区豊島５丁目５―７―836
破産者　中村　重男
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６２号
東京都豊島区駒込１丁目23―８―201
破産者　早見　拓也
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１９号
東京都大田区西糀谷２丁目29―１　クリエールＴ．Ｍ　103
破産者　大井　隆弘
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３８号
東京都新宿区住吉町11―２　第２菊池ビル301
破産者　鈴木　英之
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３９号
東京都新宿区住吉町11―２　第２菊池ビル301
破産者　鈴木　達也
1　決定年月日　平成30年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部